

第五十七回 参議院内閣委員会會議録第二号

(三三)

昭和四十二年十二月十九日(火曜日)
午前十一時十分開会

委員の異動
十二月四日
辞任
森 八三一君
補欠選任
熊谷太三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

豊田 雅孝君

石原幹市郎君
八田 一朗君
稲葉 誠一君

委員

源田 実君

佐藤 隆君

柴田 栄君

菅野 儀作君

船田 護君

山本茂一郎君

伊藤 顯道君

前川 旦君

山崎 昇君

多田 省吾君

中沢伊登子君

田中 龍夫君

増田甲子七君

政府委員
總理府人事局長
防衛庁人事局長
事務局側
常任委員会専門員

栗山 康平君
麻生 茂君
伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四日、三木與吉郎君及び森八三一君が辞任され、その補欠として赤間文三君及び熊谷太三郎君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、
以上三案を一括して議題といたします。
これらの三案は去る十三日、予備審査のため、本委員会に付託されました。
それでは、三案につきまして順次提案理由の説明を聴取いたします。

まず、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。田中總理府総務長官。
○國務大臣(田中龍夫君) 御説明を申し上げま

す。
ただいま議題となりました一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十五日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定し、宿日直手当及び勤勉手当等を改定すること、及び都市手当を新設すること、暫定手当についてその一定部分を逐次俸給に繰り入れて、その整理を進めることを内容とする人事院報告がなされたのでありますが、政府といたしまして、その内容を慎重に検討した結果、実施期日については、例年より一カ月繰り上げて本年八月一日からとし、内容については、都市手当を調整手当とし、他は勤告どおりこれを実施することが適當であると認めましたので、この際、一般職の職員の給与に關する法律等について所要の改正を行なうとするものであります。

まず、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のとおり改めることといたしました。

第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げることといたしました。この結果、俸給表全体の改善率は平均七・〇%になることとなります。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師に対する支給月額の限度を五千元から一万円に引き上げることとしたしました。

第三に、都市手当に關する勤告につきましましては、慎重に検討を重ねました結果、勤告の趣旨を實質的に尊重し、これを調整手当として実施することといたしました。この調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院規則で定めるものに在勤する職員に対して支給することとし、その支給額は、甲地に在勤する者に対しては、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額の百分の六、乙地に在勤する者に対しては、同合計額の百分の三とすることとしたしました。

また、転勤等により調整手当の月額が減少する場合または調整手当が支給されなくなる場合には、二年間の異動保障を行なうことといたしました。

なお、この調整手当につきましては、本法施行後三年以内に調整手当に關して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、人事院において、調整手当に關する調査研究を行なうべきことを附則に規定することとしたしました。

第四に、宿日直手当について、支給額の限度を四百二十円から五百十円(土曜日等に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、五百四十円から七百六十五円)に引き上げること、常直的な宿日直勤務に対する手当の支給月額の限度を三千元から三千六百円に引き上げることとしたしました。

第五に、勤勉手当について、三月に支給する同手当を〇・一月分増額して、〇・五分分とすることとしたしました。

次に、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を改めまして、現に暫定手当の支給されてない地域に在勤する職員に対して、本法施行の日翌月分から昭和四十五年三月三十一日までの間、一定額の暫定手当を支給することとしたしました。これは、別途行なうこととしてゐる暫定手当の一定部分の俸給への繰り入れ措置の一環として行なうものであります。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかへ方法、切りかへに伴う措置、調整手当と暫定手当との調整、調整手当の額の特例及び暫定手当の一定部分を俸給へ繰り入れるための措置並びに調整手当の新設に伴う関係法律の一部改正等を規定することとしたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

政府は、本年八月十五日に行なわれました人事院勧告に基づいて、八月一日以降、一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしてあります。が、特別職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に伴い所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち、第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることといたしました。具体的に御説明いたしますと、内閣総理大臣等につきましては、内閣総理大臣は十五万円引き上げて五十五万円、国務大臣等は十万円引き上げて四十万円、内閣法制局長官等は六万円引き上げて三十二万円とし、その他、政務次官等についてはそれぞれ二万円引き上げることといたしました。次に、大使及び公使につきましては、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は十万円引き上げて四十万円、大使五号俸は六万円引き上げて三十二万円とし、大使及び公使四号俸以下についてはそれぞれ二万円引き上げることといたしました。また、秘書官につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じて引き上げることといたしました。

第二に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を千五百円増額して、日額一万五五百円に改めることといたしました。

第三に、特別職の職員にも新たに調整手当を設け、一般職の国家公務員の例に準じて支給することとし、これに伴い規定を整備することといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、調整手当と暫定手当との調整、暫定手当の一定部分を俸給へ繰り入れるための措置及び調整手当の新設に伴う関係法律の一部改正等について規定することといたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明を申し上げた次第でございます。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。増田防衛庁長官。

○国務大臣(増田甲子七君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給の改定等を行なうものであります。

すなわち、第一条においては、参事官等及び自衛官の俸給を一般職に準じて、それぞれ従前の例にならぬ改定することと、自衛官の営外手当及び防衛大学校の学生の学生手当の改定を行なうこととし、このほか、同じく一般職の例に準じて、勤勉手当の支給率を改定するとともに、参事官等、事務官等及び指定職の自衛官に調整手当を新設することとしております。

なお、事務官等の俸給及びこれに繰り入れられる暫定手当相当額、医療職の初任給調整手当、宿日直手当等については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用してありますので、同法の改正によって同様の改定が行なわれることとなります。

第二条においては、調整手当の新設に伴い、暫定手当に関する規定の整備を、一般職に準じて行なうこととしております。

第三条においては、一般職において、現在暫定手当を支給されていない地域の職員に対し、一般

職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の翌月の初日から暫定手当の一段階相当額の五分の一の額が支給されることとなることに伴い、従前の例により自衛官の俸給を改定することとしております。

第四条においては、昭和四十三年四月一日から一般職において暫定手当の一段階相当額の五分の一の額を俸給に繰り入れることに伴い、参事官等の俸給を改定することとしております。

また、この暫定手当の俸給繰り入れのほか、一般職において同日から暫定手当の一段階相当額の五分の二の額が支給されることとなるに伴い、従前の例にならぬ自衛官の俸給を改定することとしております。

なお、附則においては施行期日、俸給の切りかえ、切りかえに伴う措置並びに調整手当と暫定手当との調整等、所要の規定を定めております。

この法律案の第一条及び第二条の規定は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用することとし、第三条の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の翌月の初日から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から、それぞれ施行することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十二分散会

十二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(衆)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第四号中「発すること」を「発すること。」に改め、同条第二号中「決定すること」を「決定すること。」に改め、同条第三号中「改訂」を「改定」に、「基いて」を「基ついて」に、「報告すること」を「報告すること。」に改め、同条第五号中「改訂」を「改定」に、「勧告すること」を「勧告すること。」に改め、同条第六号中「附則第二十三項」を「附則第二十五項」に、「行なうこと」を「行なうこと。」に改め、同条第七号中「申立て」を「申立て」に、「審査すること」を「審査すること。」に改め、同条第八号中「責に任ずること」を「責めに任ずること。」に改める。

第五条第一項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第十条の三第一項中「第二号及び」を「第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から七年以内、」に、「五千円」を「一万円」に改める。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

(調整手当)

第十一条の三 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における

賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在動する職員についても、同様とする。

2 調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 甲地 百分の六

二 乙地 百分の三

3 前項の甲地及び乙地は、人事院規則で定める。

第十一條の四 職員が在動する地域を異にして異動した場合（職員の在動する官署の所在地が異動した場合を含む。以下同じ。）において、当該異動の直後に支給されるべき調整手当の月額（俸給、俸給の特別調整額又は扶養手当の月額に異動があつた場合においては、これらに異動がなかつたものとした場合における調整手当の月額）が当該異動の直前に支給されていた調整手当の月額に達しないこととなるとき、又は調整手当が支給されないこととなるときは、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から二年間、当該異動の直前に在動していた地域に在動するものとした場合に支給されることとなる調整手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在動する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定める

ところによる。

第十九條の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「当り」を「当たり」に改め、「俸給の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を加え、「除した額」を「除して得た額」に改める。

第十九條の二第一項中「四百二十円」を「五百十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

第十九條の三第二項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第十九條の四第二項中「俸給の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を、「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

第十九條の五第一項中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十一条の二まで、第十二条、第十三条」に改める。

第十九條の六中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第二十三條第二項及び第三項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加え、同条第四項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び調整手当」に改め、同条第五項中「基く」を「基づく」に改め、「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	89,200	65,200				27,900	23,900	17,600
2	93,700	68,600	56,600	46,100	36,100	29,600	25,200	18,400
3	98,200	72,000	59,300	48,600	38,400	31,400	26,500	19,200
4	102,700	75,400	62,000	51,100	40,700	33,400	27,900	20,000
5	107,200	78,800	64,700	53,600	43,000	35,400	29,400	20,900
6	111,700	82,300	67,400	56,100	45,400	37,500	31,000	21,900
7	116,200	85,800	70,100	58,600	47,800	39,600	32,800	22,900
8	120,700	89,300	72,800	61,100	50,200	41,700	34,600	23,900
9	125,200	92,800	75,500	63,600	52,600	43,800	36,300	24,900
10	129,500	96,100	78,200	66,100	55,000	45,900	38,000	25,900
11	133,100	98,900	80,700	68,500	57,100	48,000	39,700	27,000
12	135,700	101,700	83,200	70,900	59,200	50,000	41,300	28,100
13	138,300	103,700	85,700	73,200	61,300	52,000	42,900	29,200
14	140,500	105,700	88,200	75,500	62,900	53,900	43,900	30,300
15	142,700	107,700	90,100	77,600	64,300	55,300	44,900	31,200
16			92,000	79,700	65,500	56,500		32,000
17				81,500	66,600	57,600		32,800
18				83,300	67,700	58,600		
19					68,800	59,600		
20						60,600		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	35,700	27,700	23,900	17,800	15,100
2	37,500	29,200	25,100	18,700	15,700
3	39,300	30,700	26,400	19,600	16,400
4	41,100	32,300	27,700	20,500	17,100
5	43,000	34,000	29,000	21,500	17,800
6	44,900	35,700	30,300	22,700	18,600
7	46,800	37,300	31,600	23,900	19,400
8	48,600	38,800	33,000	25,100	20,300
9	50,400	40,300	34,400	26,300	21,200
10	52,000	41,800	35,700	27,500	22,200
11	53,600	43,300	37,000	28,700	23,200
12	55,000	44,800	38,300	29,700	24,200
13	56,400	46,300	39,600	30,700	25,300
14	57,800	47,800	40,900	31,600	26,400
15	59,200	49,200	42,200	32,500	27,400
16	60,400	50,200	43,300	33,400	28,100
17	61,600	51,200	44,400	34,200	28,800
18	62,800	52,200	45,400	35,000	29,500
19	64,000	53,200	46,200	35,800	30,200
20	65,000	54,200	47,000	36,600	30,900
21	66,000	55,200	47,700	37,300	31,600
22	67,000	56,100	48,400	38,000	32,300
23	68,000	56,900	49,100	38,700	33,000
24	69,000	57,700	49,800	39,400	33,700
25	70,000	58,500	50,500	40,100	34,400
26	71,000			40,800	35,000
27					35,600
28					36,200
29					36,800
30					37,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	32,300	26,500	19,300
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,100
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,000
4	85,900	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	21,900
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	22,900
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	23,900
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,300	24,900
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,000	25,900
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	39,700	27,000
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,400	28,100
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,100	29,500
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	44,700	30,900
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,300	32,000
14		100,100	82,000	69,000	59,000	47,300	32,900
15		102,000	84,100	70,400	60,200	48,300	33,800
16			86,200	71,600	61,200		
17			88,000	72,700	62,200		
18			89,800				
19			91,600				
20			93,400				
21			95,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	26,500	23,000	20,500
2	78,800	68,600	52,600	37,500	28,300	24,000	21,300
3	82,300	72,000	55,100	39,800	30,300	25,100	22,100
4	85,800	75,400	57,600	42,100	32,400	26,500	23,000
5	89,300	78,800	60,100	44,400	34,500	28,200	24,000
6	92,800	81,500	62,600	46,700	36,600	30,200	25,100
7	96,100	84,200	65,100	49,200	38,700	32,200	26,500
8	99,400	86,900	67,600	51,700	40,800	34,200	28,200
9	102,100	89,200	70,100	54,200	42,900	36,200	30,100
10	104,800	91,500	72,600	56,600	45,000	38,200	32,000
11	107,000	93,800	75,000	59,000	47,100	40,200	34,000
12	109,200	96,000	77,400	61,400	49,200	42,200	36,000
13		98,200	79,700	63,500	51,300	44,200	38,000
14		100,100	82,000	65,600	53,400	46,200	40,000
15		102,000	84,100	67,700	55,500	48,200	42,000
16			86,200	69,300	57,600	50,200	44,000
17			88,000	70,700	59,500	52,200	46,000
18			89,800	71,900	61,100	54,200	48,000
19			91,600	73,000	62,300	56,200	50,000
20			93,400	74,000	63,500	58,100	52,000
21			95,200	75,000	64,600	59,700	53,900
22				76,000	65,600	60,900	55,500
23				77,000	66,600	62,000	56,700
24					67,600	63,000	57,800
25					68,600	64,000	58,800
26					69,600	65,000	59,800
27						66,000	60,800
28						67,000	61,800
29							62,800
30							63,800
31							64,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	32,300	26,500	19,600	—
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,700	—
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,800	17,900
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	22,900	18,700
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	24,000	19,600
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	25,100	20,600
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,400	26,200	21,600
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,200	27,500	22,600
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	40,000	28,900	23,700
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,800	30,400	24,800
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,500	32,000	25,900
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	45,100	33,600	27,200
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,700	35,200	28,500
14		100,100	82,000	69,000	59,000	48,100	36,700	29,800
15		102,000	84,100	70,400	60,200	49,300	38,200	31,100
16			86,200	71,600	61,200	50,500	39,700	32,300
17			88,000	72,700	62,200	51,600	41,200	33,500
18			89,800		63,200	52,600	42,500	34,600
19			91,600			53,600	43,800	35,700
20			93,400				44,800	36,600
21			95,200				45,800	37,500
22							46,800	38,400

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	66,400	51,000	39,300	29,600	21,000
2	70,000	54,100	42,100	31,400	22,000
3	73,600	57,200	44,900	33,200	23,400
4	77,200	60,300	47,700	35,000	24,900
5	80,800	63,400	50,400	37,000	26,500
6	84,400	66,200	53,100	39,000	28,100
7	88,100	69,000	55,700	41,000	29,600
8	91,800	71,800	58,800	43,100	31,100
9	95,400	74,600	60,900	45,200	32,600
10	98,900	77,000	63,500	47,300	34,000
11	102,400	79,400	65,500	49,200	35,400
12	105,900	81,800	67,500	51,100	36,800
13	109,400	83,500	69,200	52,900	38,200
14	112,000	85,200	70,900	54,700	39,600
15	114,200	86,900	72,600	56,500	41,000
16	116,400	88,500	74,200	58,100	42,300
17	118,600	90,100	75,800	59,700	43,600
18	120,800				44,900
19	123,000				46,200
20					47,400
21					48,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	38,400	30,000	23,600	17,600
2	40,800	31,500	24,800	18,500
3	43,100	33,000	26,000	19,500
4	45,300	34,500	27,300	20,500
5	47,500	36,300	28,600	21,500
6	49,500	38,400	30,000	22,500
7	51,500	40,600	31,400	23,600
8	53,500	42,800	32,800	24,700
9	55,200	44,700	34,300	25,800
10	56,900	46,600	35,900	26,900
11	58,500	48,500	37,500	28,200
12	60,100	50,200	39,200	29,500
13	61,700	51,900	40,900	30,800
14	63,200	53,300	42,400	32,200
15	64,700	54,500	43,900	33,600
16	66,100	55,700	45,400	35,000
17	67,500	56,900	46,900	36,300
18	68,700	58,100	48,400	37,600
19	69,900	59,200	49,500	38,600
20	71,100	60,300	50,600	39,600
21	72,200	61,400	51,700	40,500
22	73,300	62,500	52,700	41,400
23	74,400		53,700	42,300
24				43,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号	俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
1				38,600	26,800	20,900
2		65,300	49,100	41,300	28,500	22,100
3		68,900	52,200	44,100	30,200	23,800
4		72,500	55,300	46,900	32,200	24,600
5		76,100	58,400	49,700	34,200	25,900
6		79,700	61,300	52,500	36,300	27,200
7		83,300	64,200	55,300	38,500	28,800
8		86,900	67,100	57,700	40,700	30,500
9		90,500	70,000	60,100	42,900	32,500
10		94,100	72,900	62,500	45,100	34,600
11		97,700	75,600	64,900	47,300	36,700
12		101,300	78,300	67,100	49,500	38,800
13		104,900	80,700	69,300	51,700	40,900
14		108,400	83,100	71,300	53,700	43,000
15		111,900	85,500	73,300	55,700	45,100
16		115,400	87,800	75,300	57,700	47,200
17		118,900	90,000	77,300	59,700	49,300
18		122,200	92,200	79,300	61,100	51,400
19		125,500	94,300	81,200	62,500	53,100
20		128,800	96,400	83,100	63,900	54,800
21		132,100	98,200	85,000	65,200	56,200
22		135,200	100,000	86,700	66,500	57,600
23		138,300	101,800	88,400	67,800	58,700
24		140,500	103,800	90,100	69,100	59,800
25		142,700	104,800	91,400	70,300	60,800
26			106,300	92,700	71,500	61,800
27				94,000	72,700	62,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

号	俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円
1			25,200	19,100
2		54,900	26,800	20,000
3		57,300	28,200	20,900
4		59,700	29,600	21,900
5		62,100	31,200	23,100
6		64,800	33,000	24,400
7		67,500	34,800	25,700
8		70,200	36,800	27,000
9		72,900	38,900	28,400
10		75,600	41,000	29,800
11		78,300	43,200	31,500
12		81,000	45,400	33,300
13		83,700	47,700	35,300
14		86,400	50,000	37,300
15		89,100	52,300	39,300
16		91,800	54,600	41,300
17		94,500	56,900	43,300
18		96,800	59,200	45,300
19		99,100	61,500	47,300
20		101,400	63,800	49,000
21		103,700	66,100	50,700
22		105,700	68,300	52,400
23		107,700	70,500	54,100
24		109,700	72,700	55,300
25		111,700	74,900	56,500
26			77,100	57,600
27			79,300	58,700
28			81,300	59,700
29			83,300	60,700
30			85,100	61,700
31			86,900	62,700
32			88,700	63,700
33			90,300	64,700
34			91,900	65,700
35			93,200	66,700
36			94,500	
37			95,800	
38			97,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	21,900	19,100
2	44,600	23,600	20,000
3	46,900	25,200	20,900
4	49,200	26,800	21,900
5	51,500	28,100	23,100
6	53,800	29,400	24,400
7	56,100	30,900	25,700
8	58,400	32,600	27,000
9	60,700	34,300	28,300
10	63,000	36,200	29,600
11	65,300	38,200	31,100
12	67,500	40,300	32,600
13	69,700	42,400	34,200
14	71,900	44,500	35,800
15	74,100	46,700	37,400
16	76,300	48,900	39,000
17	78,500	51,100	40,600
18	80,500	53,200	42,200
19	82,500	55,300	43,500
20	84,400	57,400	44,800
21	86,300	59,300	45,800
22	88,100	61,200	46,800
23	89,700	62,800	47,800
24	91,300	64,400	48,800
25	92,600	66,000	
26	93,900	67,600	
27	95,200	69,000	
28	96,500	70,400	
29		71,800	
30		73,200	
31		74,600	
32		75,900	
33		77,200	
34		78,500	
35		79,700	
36		80,900	
37		82,100	
38		83,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	97,600	—	38,600	28,200	21,900
2	101,200	55,300	41,300	29,700	23,600
3	104,800	58,400	44,100	31,300	25,200
4	108,300	61,300	46,900	33,100	26,800
5	111,800	64,200	49,700	35,000	28,200
6	115,300	67,100	52,600	37,000	29,600
7	118,800	70,100	55,500	39,100	31,200
8	122,200	73,100	58,400	41,200	33,000
9	125,500	76,100	61,300	43,400	34,800
10	128,800	79,700	64,200	45,600	36,800
11	132,100	83,300	67,100	47,900	38,800
12	135,200	86,900	70,000	50,200	40,800
13	138,300	90,500	72,900	52,500	42,800
14	140,600	94,100	75,600	54,800	44,800
15	142,800	97,700	78,300	57,100	46,800
16		101,300	80,700	59,400	48,800
17		104,900	83,100	61,700	50,600
18		108,400	85,500	64,000	52,400
19		111,900	87,800	66,200	54,200
20		115,400	90,000	68,400	55,700
21		118,400	92,200	70,600	57,200
22		120,600	94,300	72,800	58,500
23		122,800	96,400	75,000	59,800
24		125,000	97,900	77,200	60,900
25		127,200	99,400	79,400	62,000
26				81,400	63,100
27				83,400	64,200
28				85,200	
29				87,000	
30				88,800	
31				90,400	
32				92,000	
33				93,300	
34				94,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	24,300	20,900	17,600
2	60,200	39,000	25,800	22,000	18,400
3	63,000	41,700	27,400	23,100	19,200
4	65,800	44,400	29,100	24,200	20,000
5	69,000	47,000	31,100	25,600	20,900
6	72,200	49,600	33,300	27,000	22,000
7	75,500	52,200	35,500	28,500	23,100
8	78,900	54,800	37,800	30,300	24,200
9	85,800	57,200	40,100	32,100	25,400
10	86,800	59,600	42,500	34,200	26,600
11	90,800	62,000	44,900	36,300	27,800
12	94,900	64,400	47,300	38,500	29,000
13	99,000	66,800	49,600	40,700	30,200
14	103,300	69,100	51,900	42,900	31,400
15	107,600	71,400	54,200	45,100	32,500
16	111,900	73,700	56,500	47,200	33,500
17	115,800	75,800	58,700	49,200	34,500
18	119,700	77,900	60,800	51,200	
19	123,400	80,000	62,900	53,000	
20	126,300	81,800	64,500	54,500	
21	129,100	83,500	66,100	55,900	
22	131,900	85,200	67,500	57,300	
23	134,700	86,700	68,900	58,400	
24	136,900	88,200	70,200	59,500	
25	139,100	89,700	71,500	60,500	
26		91,200	72,800	61,500	
27		92,700	74,100		
28		94,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	83,400	59,500	—	31,600
2	87,000	62,900	50,100	33,800
3	90,600	66,300	53,200	36,000
4	94,200	69,700	56,300	38,200
5	97,800	73,100	59,300	41,000
6	101,400	76,500	62,300	43,800
7	104,600	79,900	65,300	46,600
8	107,800	83,300	68,300	49,400
9	111,000	86,700	71,300	52,200
10	114,200	90,100	74,200	55,000
11	117,400	93,300	77,100	57,700
12	120,400	96,400	79,900	59,800
13	123,400	99,500	82,700	61,900
14	126,300	102,100	85,400	64,000
15	129,100	104,700	87,100	66,100
16	131,900	106,600	88,800	68,200
17	134,700	108,500	90,300	70,200
18	136,900	110,400	91,800	72,200
19	139,100	112,300	93,300	74,000
20			94,800	75,800
21			96,300	77,200
22				78,600
23				80,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	67,600	48,300	31,900	23,900	20,900	18,400
2	71,100	51,000	34,100	25,200	21,900	19,200
3	74,600	53,700	36,300	26,500	22,900	20,000
4	78,100	56,400	38,600	27,900	23,900	20,900
5	81,700	59,100	40,900	29,600	25,100	21,900
6	85,300	61,800	43,200	31,400	26,400	22,900
7	88,900	64,500	45,500	33,400	27,800	23,900
8	92,000	67,000	47,900	35,400	29,200	24,900
9	95,100	69,500	50,300	37,500	30,800	25,800
10	98,100	72,000	52,700	39,600	32,600	26,600
11	101,100	74,200	55,100	41,700	34,400	27,400
12	103,100	76,400	57,200	43,800	36,200	28,100
13	105,100	78,400	59,300	45,900	37,900	28,800
14	106,900	80,400	61,400	48,000	39,600	
15	108,700	82,100	63,000	49,900	41,300	
16	110,500	83,800	64,600	51,800	42,900	
17		85,400	65,800	53,700	43,900	
18		87,000	67,000	55,100	44,900	
19			68,200	56,300	45,700	
20				57,400	46,500	
21				58,300		
22				59,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	40,500	31,400	23,100	18,900
2	42,800	33,400	24,300	19,900
3	45,100	35,600	25,600	20,900
4	47,300	37,800	26,900	22,000
5	49,500	40,000	28,200	23,100
6	51,700	42,100	29,600	24,300
7	53,900	44,200	31,200	25,500
8	56,100	46,300	32,800	26,800
9	58,300	48,400	34,400	28,100
10	60,500	50,400	36,100	29,400
11	62,600	52,400	37,800	30,800
12	64,700	54,400	39,500	32,300
13	66,400	56,200	41,200	33,800
14	68,100	57,800	42,800	35,300
15	69,700	59,100	44,100	36,800
16	71,300	60,400	45,400	38,000
17	72,900	61,600	46,600	39,200
18	74,200	62,600	47,800	40,200
19	75,500	63,600	49,000	41,200
20	76,800	64,600	50,000	42,200
21	78,000	65,600	51,000	
22	79,200	66,600	52,000	
23	80,400	67,600	53,000	
24	81,500			
25	82,600			
26	83,700			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当と暫定手当との調整等)

7 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員(次項に規定する指定職甲欄適用職員を除く。)に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項、第十七項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

8 改正後の法第六條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員(以下「指定職甲欄適用職員」という。)で同法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額(昭和四十三年四月一日以降においては、附則第十四項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に係る額)に相当する額とする。

(調整手当の額の特例)

9 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員(指定職甲欄適用職員を除く。)の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

10 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の

規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第八項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第八項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

11 指定職甲欄適用職員に対する改正後の法第十一条の三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給」の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。(改正前の昭和三十三年改正法附則第二十二項の規定の経過措置)

12 切替日において第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和三十三年改正法」という。)附則第二十二項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、切替日以降、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項、第十七項、第二十三項及び第二十四項の規定にかかわらず、その者が改正前の昭和三十三年改正法附則第二十二項本文の規定の適用を受けるに至つた日から二年間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在動していた地域に在動するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在動する地域を異にして異動した場合(当該職員の在動する官署の所在地が異動した場合を含む。)における当該職員に対する暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。(勤務一時間当たりの給与額の算出の特例)

13 改正後の法第十九條の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)附則第九項又は第十項の規定による調整手当の月額」とし、附則第十項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)附則第十一項の規定により読み替えられた第十一條の三第二項の規定による調整手当の月額」とする。

(昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等)

14 改正後の法別表第一から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、これらの俸給表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号俸(指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、当該号俸)についての切替日における改正後の昭和三十三年改正法附則第十八項又は第二十三項の規定による三級地(同法附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「三級地支給額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとし、昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高号俸(指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額にあつては、同欄に掲げる最高の号俸)をこえる俸給月額を受ける職員のそれぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における俸給月額は、人事院規則で定める額とする。と

15 改正前の法又は改正前の昭和三十三年改正法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当(指定職甲欄適用職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。)は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(調整手当についての人事院の措置)

17 人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内に改正後の法第十一条の三に規定する調整手当に關して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目的として、同法第二条第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に關する調査研究を行なうものとする。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	89,200	65,200	—	—	—	27,900	23,900	17,600
2	93,700	68,600	56,600	46,100	36,100	29,600	25,200	18,400
3	98,200	72,000	59,300	48,600	38,400	31,400	26,500	19,200
4	102,700	75,400	62,000	51,100	40,700	33,400	27,900	20,000
5	107,200	78,800	64,700	53,600	43,000	35,400	29,400	20,900
6	111,700	82,300	67,400	56,100	45,400	37,500	31,000	21,900
7	116,200	85,800	70,100	58,600	47,800	39,600	32,800	22,900
8	120,700	89,300	72,800	61,100	50,200	41,700	34,600	23,900
9	125,200	92,800	75,500	63,600	52,600	43,800	36,300	24,900
10	129,500	96,100	78,200	66,100	55,000	45,900	38,000	25,900
11	133,100	98,900	80,700	68,500	57,100	48,000	39,700	27,000
12	135,700	101,700	83,200	70,900	59,200	50,000	41,300	28,100
13	138,300	103,700	85,700	73,200	61,300	52,000	42,900	29,200
14	140,500	105,700	88,200	75,500	62,900	53,900	43,900	30,300
15	142,700	107,700	90,100	77,600	64,300	55,300	44,900	31,200
16			92,000	79,700	65,500	56,500		32,000
17				81,500	66,600	57,600		32,800
18				83,300	67,700	58,600		
19					68,800	59,600		
20						60,600		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	35,700	27,700	23,900	17,800	15,100
2	37,500	29,200	25,100	18,700	15,700
3	39,300	30,700	26,400	19,600	16,400
4	41,100	32,300	27,700	20,500	17,100
5	43,000	34,000	29,000	21,500	17,800
6	44,900	35,700	30,300	22,700	18,600
7	46,800	37,300	31,600	23,900	19,400
8	48,600	38,800	33,000	25,100	20,300
9	50,400	40,300	34,400	26,300	21,200
10	52,000	41,800	35,700	27,500	22,200
11	53,600	43,300	37,000	28,700	23,200
12	55,000	44,800	38,300	29,700	24,200
13	56,400	46,300	39,600	30,700	25,300
14	57,800	47,800	40,900	31,600	26,400
15	59,200	49,200	42,200	32,500	27,400
16	60,400	50,200	43,300	33,400	28,100
17	61,600	51,200	44,400	34,200	28,800
18	62,800	52,200	45,400	35,000	29,500
19	64,000	53,200	46,200	35,800	30,200
20	65,000	54,200	47,000	36,600	30,900
21	66,000	55,200	47,700	37,300	31,600
22	67,000	56,100	48,400	38,000	32,300
23	68,000	56,900	49,100	38,700	33,000
24	69,000	57,700	49,800	39,400	33,700
25	70,000	58,500	50,500	40,100	34,400
26	71,000			40,800	35,000
27					35,600
28					36,200
29					36,800
30					37,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	32,300	26,500	19,300
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,100
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,000
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	21,900
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	22,900
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	23,900
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,300	24,900
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,000	25,900
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	39,700	27,000
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,400	28,100
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,100	29,500
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	44,700	30,900
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,300	32,000
14		100,100	82,000	69,000	59,000	47,300	32,900
15		102,000	84,100	70,400	60,200	48,300	33,800
16			86,200	71,600	61,200		
17			88,000	72,700	62,200		
18			89,800				
19			91,600				
20			93,400				
21			95,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	26,500	23,000	20,500
2	78,800	68,600	52,600	37,500	28,300	24,000	21,300
3	82,300	72,000	55,100	39,800	30,300	25,100	22,100
4	85,800	75,400	57,600	42,100	32,400	26,500	23,000
5	89,300	78,800	60,100	44,400	34,500	28,200	24,000
6	92,800	81,500	62,600	46,700	36,600	30,200	25,100
7	96,100	84,200	65,100	49,200	38,700	32,200	26,500
8	99,400	86,900	67,600	51,700	40,800	34,200	28,200
9	102,100	89,200	70,100	54,200	42,900	36,200	30,100
10	104,800	91,500	72,600	56,600	45,000	38,200	32,000
11	107,000	93,800	75,000	59,000	47,100	40,200	34,000
12	109,200	96,000	77,400	61,400	49,200	42,200	36,000
13		98,200	79,700	63,500	51,300	44,200	38,000
14		100,100	82,000	65,600	53,400	46,200	40,000
15		102,000	84,100	67,700	55,500	48,200	42,000
16			86,200	69,300	57,600	50,200	44,000
17			88,000	70,700	59,500	52,200	46,000
18			89,800	71,900	61,100	54,200	48,000
19			91,600	73,000	62,300	56,200	50,000
20			93,400	74,000	63,500	58,100	52,000
21			95,200	75,000	64,600	59,700	53,900
22				76,000	65,600	60,900	55,500
23				77,000	66,600	62,000	56,700
24					67,600	63,000	57,800
25					68,600	64,000	58,800
26					69,600	65,000	59,800
27						66,000	60,800
28						67,000	61,800
29							62,800
30							63,800
31							64,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	32,300	26,500	19,600	—
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,700	—
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,800	17,900
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	22,900	18,700
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	24,000	19,600
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	25,100	20,600
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,400	26,200	21,600
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,200	27,500	22,600
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	40,000	28,900	23,700
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,800	30,400	24,800
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,500	32,000	25,900
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	45,100	33,600	27,200
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,700	35,200	28,500
14		100,100	82,000	69,000	59,000	48,100	36,700	29,800
15		102,000	84,100	70,400	60,200	49,300	38,200	31,100
16			86,200	71,600	61,200	50,500	39,700	32,300
17			88,000	72,700	62,200	51,600	41,200	33,500
18			89,800		63,200	52,600	42,500	34,600
19			91,600			53,600	43,800	35,700
20			93,400				44,800	36,600
21			95,200				45,800	37,500
22							46,800	38,400

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	66,400	51,000	39,300	29,600	21,000
2	70,000	54,100	42,100	31,400	22,000
3	73,600	57,200	44,900	33,200	23,400
4	77,200	60,300	47,700	35,000	24,900
5	80,800	63,400	50,400	37,000	26,500
6	84,400	66,200	53,100	39,000	28,100
7	88,100	69,000	55,700	41,000	29,600
8	91,800	71,800	58,300	43,100	31,100
9	95,400	74,600	60,900	45,200	32,600
10	98,900	77,000	63,500	47,300	34,000
11	102,400	79,400	65,500	49,200	35,400
12	105,900	81,800	67,500	51,100	36,800
13	109,400	83,500	69,200	52,900	38,200
14	112,000	85,200	70,900	54,700	39,600
15	114,200	86,900	72,600	56,500	41,000
16	116,400	88,500	74,200	58,100	42,300
17	118,600	90,100	75,800	59,700	43,600
18	120,800				44,900
19	123,000				46,200
20					47,400
21					48,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	38,400	30,000	23,600	17,600
2	40,800	31,500	24,800	18,500
3	43,100	33,000	26,000	19,500
4	45,300	34,500	27,300	20,500
5	47,500	36,300	28,600	21,500
6	49,500	38,400	30,000	22,500
7	51,500	40,600	31,400	23,600
8	53,500	42,800	32,800	24,700
9	55,200	44,700	34,300	25,800
10	56,900	46,600	35,900	26,900
11	58,500	48,500	37,500	28,200
12	60,100	50,200	39,200	29,500
13	61,700	51,900	40,900	30,800
14	63,200	53,300	42,400	32,200
15	64,700	54,500	43,900	33,600
16	66,100	55,700	45,400	35,000
17	67,500	56,900	46,900	36,300
18	68,700	58,100	48,400	37,600
19	69,900	59,200	49,500	38,600
20	71,100	60,300	50,600	39,600
21	72,200	61,400	51,700	40,500
22	73,300	62,500	52,700	41,400
23	74,400		53,700	42,300
24				43,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 級 等	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	38,600	26,800	20,900
2	65,300	49,100	41,800	28,500	22,100
3	68,900	52,200	44,100	30,200	23,300
4	72,500	55,300	46,900	32,200	24,600
5	76,100	58,400	49,700	34,200	25,900
6	79,700	61,300	52,500	36,300	27,200
7	83,300	64,200	55,300	38,500	28,800
8	86,900	67,100	57,700	40,700	30,500
9	90,500	70,000	60,100	42,900	32,500
10	94,100	72,900	62,500	45,100	34,600
11	97,700	75,600	64,900	47,300	36,700
12	101,300	78,300	67,100	49,500	38,800
13	104,900	80,700	69,300	51,700	40,900
14	108,400	83,100	71,300	53,700	43,000
15	111,900	85,500	73,300	55,700	45,100
16	115,400	87,800	75,300	57,700	47,200
17	118,900	90,000	77,300	59,700	49,300
18	122,200	92,200	79,300	61,100	51,400
19	125,500	94,300	81,200	62,500	53,100
20	128,800	96,400	83,100	63,900	54,800
21	132,100	98,200	85,000	65,200	56,200
22	135,200	100,000	86,700	66,500	57,600
23	138,300	101,800	88,400	67,800	58,700
24	140,500	103,300	90,100	69,100	59,800
25	142,700	104,800	91,400	70,300	60,800
26		106,300	92,700	71,500	61,800
27			94,000	72,700	62,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1		25,200	19,100
2	54,900	26,800	20,000
3	57,300	28,200	20,900
4	59,700	29,600	21,900
5	62,100	31,200	23,100
6	64,800	33,000	24,400
7	67,500	34,800	25,700
8	70,200	36,800	27,000
9	72,900	38,900	28,400
10	75,600	41,000	29,800
11	78,300	43,200	31,500
12	81,000	45,400	33,300
13	83,700	47,700	35,300
14	86,400	50,000	37,300
15	89,100	52,300	39,300
16	91,800	54,600	41,300
17	94,500	56,900	43,300
18	96,800	59,200	45,300
19	99,100	61,500	47,300
20	101,400	63,800	49,000
21	103,700	66,100	50,700
22	105,700	68,300	52,400
23	107,700	70,500	54,100
24	109,700	72,700	55,800
25	111,700	74,900	56,500
26		77,100	57,600
27		79,300	58,700
28		81,300	59,700
29		83,300	60,700
30		85,100	61,700
31		86,900	62,700
32		88,700	63,700
33		90,300	64,700
34		91,900	65,700
35		93,200	66,700
36		94,500	
37		95,800	
38		97,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1		21,900	19,100
2	44,600	23,600	20,000
3	46,900	25,200	20,900
4	49,200	26,800	21,900
5	51,500	28,100	23,100
6	53,800	29,400	24,400
7	56,100	30,900	25,700
8	58,400	32,600	27,000
9	60,700	34,300	28,300
10	63,000	36,200	29,600
11	65,300	38,200	31,100
12	67,500	40,300	32,600
13	69,700	42,400	34,200
14	71,900	44,500	35,800
15	74,100	46,700	37,400
16	76,300	48,900	39,000
17	78,500	51,100	40,600
18	80,500	53,200	42,200
19	82,500	55,300	43,500
20	84,400	57,400	44,800
21	86,300	59,300	45,800
22	88,100	61,200	46,800
23	89,700	62,800	47,800
24	91,300	64,400	48,800
25	92,600	66,000	
26	93,900	67,600	
27	95,200	69,000	
28	96,500	70,400	
29		71,800	
30		73,200	
31		74,600	
32		75,900	
33		77,200	
34		78,500	
35		79,700	
36		80,900	
37		82,100	
38		83,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	97,600	—	38,600	28,200	21,900
2	101,200	55,300	41,300	29,700	23,600
3	104,800	58,400	44,100	31,300	25,200
4	108,300	61,300	46,900	33,100	26,800
5	111,800	64,200	49,700	35,000	28,200
6	115,300	67,100	52,600	37,000	29,600
7	118,800	70,100	55,500	39,100	31,200
8	122,200	73,100	58,400	41,200	33,000
9	125,500	76,100	61,300	43,400	34,800
10	128,800	79,700	64,200	45,600	36,800
11	132,100	83,300	67,100	47,900	38,800
12	135,200	86,900	70,000	50,200	40,800
13	138,300	90,500	72,900	52,500	42,800
14	140,600	94,100	75,600	54,800	44,800
15	142,800	97,700	78,300	57,100	46,800
16		101,300	80,700	59,400	48,800
17		104,900	83,100	61,700	50,600
18		108,400	85,500	64,000	52,400
19		111,900	87,800	66,200	54,200
20		115,400	90,000	68,400	55,700
21		118,400	92,200	70,600	57,200
22		120,600	94,300	72,800	58,500
23		122,800	96,400	75,000	59,800
24		125,000	97,900	77,200	60,900
25		127,200	99,400	79,400	62,000
26				81,400	63,100
27				83,400	64,200
28				85,200	
29				87,000	
30				88,800	
31				90,400	
32				92,000	
33				93,300	
34				94,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	24,300	20,900	17,600
2	60,200	39,000	25,800	22,000	18,400
3	63,000	41,700	27,400	23,100	19,200
4	65,800	44,400	29,100	24,200	20,000
5	69,000	47,000	31,100	25,600	20,900
6	72,200	49,600	33,300	27,000	22,000
7	75,500	52,200	35,500	28,500	23,100
8	78,900	54,800	37,800	30,300	24,200
9	82,800	57,200	40,100	32,100	25,400
10	86,800	59,600	42,500	34,200	26,600
11	90,800	62,000	44,900	36,300	27,800
12	94,900	64,400	47,300	38,500	29,000
13	99,000	66,800	49,600	40,700	30,200
14	103,300	69,100	51,900	42,900	31,400
15	107,600	71,400	54,200	45,100	32,500
16	111,900	73,700	56,500	47,200	33,500
17	115,800	75,800	58,700	49,200	34,500
18	119,700	77,900	60,800	51,200	
19	123,400	80,000	62,900	53,000	
20	126,300	81,800	64,500	54,500	
21	129,100	83,500	66,100	55,900	
22	131,900	85,200	67,500	57,300	
23	134,700	86,700	68,900	58,400	
24	136,900	88,200	70,200	59,500	
25	139,100	89,700	71,500	60,500	
26		91,200	72,800	61,500	
27		92,700	74,100		
28		94,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 83,400	円 59,500	円 —	円 31,600
2	87,000	62,900	50,100	33,800
3	90,600	66,300	53,200	36,000
4	94,200	69,700	56,300	38,200
5	97,800	73,100	59,300	41,000
6	101,400	76,500	62,300	43,800
7	104,600	79,900	65,300	46,600
8	107,800	83,300	68,300	49,400
9	111,000	86,700	71,300	52,200
10	114,200	90,100	74,200	55,000
11	117,400	93,300	77,100	57,700
12	120,400	96,400	79,900	59,800
13	123,400	99,500	82,700	61,900
14	126,300	102,100	85,400	64,000
15	129,100	104,700	87,100	66,100
16	131,900	106,600	88,800	68,200
17	134,700	108,500	90,300	70,200
18	136,900	110,400	91,800	72,200
19	139,100	112,300	93,300	74,000
20			94,800	75,800
21			96,300	77,200
22				78,600
23				80,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 67,600	円 48,300	円 31,900	円 23,900	円 20,900	円 18,400
2	71,100	51,000	34,100	25,200	21,900	19,200
3	74,600	53,700	36,300	26,500	22,900	20,000
4	78,100	56,400	38,600	27,900	23,900	20,900
5	81,700	59,100	40,900	29,600	25,100	21,900
6	85,300	61,800	43,200	31,400	26,400	22,900
7	88,900	64,500	45,500	33,400	27,800	23,900
8	92,000	67,000	47,900	35,400	29,200	24,900
9	95,100	69,500	50,300	37,500	30,800	25,800
10	98,100	72,000	52,700	39,600	32,600	26,600
11	101,100	74,200	55,100	41,700	34,400	27,400
12	103,100	76,400	57,200	43,800	36,200	28,100
13	105,100	78,400	59,300	45,900	37,900	28,800
14	106,900	80,400	61,400	48,000	39,600	
15	108,700	82,100	63,000	49,900	41,300	
16	110,500	83,800	64,600	51,800	42,900	
17		85,400	65,800	53,700	43,900	
18		87,000	67,000	55,100	44,900	
19			68,200	56,300	45,700	
20				57,400	46,500	
21				58,300		
22				59,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号	俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		円 40,500	円 31,400	円 23,100	円 18,900
2		42,800	33,400	24,300	19,900
3		45,100	35,600	25,600	20,900
4		47,300	37,800	26,900	22,000
5		49,500	40,000	28,200	23,100
6		51,700	42,100	29,600	24,300
7		53,900	44,200	31,200	25,500
8		56,100	46,300	32,800	26,800
9		58,300	48,400	34,400	28,100
10		60,500	50,400	36,100	29,400
11		62,600	52,400	37,800	30,800
12		64,700	54,400	39,500	32,300
13		66,400	56,200	41,200	33,800
14		68,100	57,800	42,800	35,300
15		69,700	59,100	44,100	36,800
16		71,300	60,400	45,400	38,000
17		72,900	61,600	46,600	39,200
18		74,200	62,600	47,800	40,200
19		75,500	63,600	49,000	41,200
20		76,800	64,600	50,000	42,200
21		78,000	65,600	51,000	
22		79,200	66,600	52,000	
23		80,400	67,600	53,000	
24		81,500			
25		82,600			
26		83,700			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号	俸	月 額	
		甲	乙
1		円 200,000	円 128,000
2		210,000	137,000
3		220,000	146,000
4		230,000	155,000
5		240,000	164,000
6		250,000	173,000
7		270,000	182,000
8			191,000
9			200,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四十一項を附則第四十三項とし、附則第三十九項及び第四十項を二項ずつ繰り下げ、附則第三十八項中「改正後の国家公務員災害補償法を昭和四十二年改正法附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法」に、「扶養手当」を「調整手当」に、「国家公務員等退職手当法第五条第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)附則第十四項」を「昭和四十二年改正法附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法第五条第三項」に、「及び扶養手当」を「並びにこれらに対する調整手当の月額」に、「扶養手当及び暫定手当」を「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第二十七項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十六項中「改正後の法第五条第一項中「扶養手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」と」と

を「昭和四十二年改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」とを「同法第十九条中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九条の第三第二項中、及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九条の第三第二項中、並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九条の第四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九条の第四第二項中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに、「改正後の法第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「調整手当」とを「同法第二十三条第二項、第三項及び第五項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第二十三条第四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第二十三条第四項中「及び扶養手当」とあるのは「調整手当」とに、「調整手当及び暫定手当」とあるのは「調整手当及び暫定手当」とに改め、「改正後の法第二十三条第五項中「扶養手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とを削り、同項を附則第二十八項とし、附則第二十三項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十二項中「昭和三十三年十月一日」を「昭和四十二年八月一日」に改め、「附則第十六項の下に、第十七項を加え、「十二月」を「二年」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十一項中

「従前の例」の下に「及び附則第十七項の規定の適用を受ける職員」を加え、「又は国家公務員共済組合」及び「国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項及び第二十項を二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を附則第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額に、当該号俸又は俸給月額に於ける前二項の規定による三級地（附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額に、昭和四十三年三月三十一日まででは五分の一を、同年四月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

附則第十七項中「前項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項中「附則第二十一項」を「附則第二十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

17 前項に規定する職員以外の職員（附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。）にも、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第...号。以下「昭和四十二年改正法」という。）の施行の日の属する月の翌月の初日（その施行の日が月の初日であるときは、その日）から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（同法第二条、第十九条の三（同条第二項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十九

条の四（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤続手当に関する部分を除く。）を除く。以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和四十二年改正法」という。）附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（最高号俸等の切替等）

3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

4 切替日からこの法律の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（調整手当と暫定手当との調整等）

7 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員（次項に規定する指定職甲欄適用職員を除く。）に対しては、改正後の昭和四十二年改正法附則第十六項、第十七項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

8 改正後の法第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する職員（以下「指定職甲欄適用職員」という。）で同法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和四十二年改正法附則第二十三項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、改正後の昭和四十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額（昭和四十三年四月一日以降においては、附則第十四項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に係る額）に相当する額とする。

（調整手当の額の特例）

9 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員（指定職

甲欄適用職員を除く。）の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

10 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第八項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第八項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

11 指定職甲欄適用職員に対する改正後の法第十一条の三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特例調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十四号）附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

（改正前の昭和四十二年改正法附則第二十二項の規定の経過措置）

12 切替日において第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正前の昭和四十二年改正法」という。）附則第二十二項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、切替日以降、改正後の昭和四十二年改正法附則第十六項、第十七項、第二十三項及び第二十四項の規定にかかわらず、その者が改正前の昭和四十二年改正法附則第二十二項本文の規定の適用を受けるに至つた日から二年間、その者が同項本文

の規定の適用を受ける直前に在動していた地域に在動するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在動する地域を異にして異動した場合（当該職員の在動する官署の所在地が異動した場合を含む。）における当該職員に対する暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

（勤務一時間当たりの給与額の算出の特例）

13 改正後の法第十九条の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第九項又は第十項の規定による調整手当の月額」とし、附則第十一項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第十一項の規定により読み替へられた第十一條の三第二項の規定による調整手当の月額」とする。

（昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等）

14 改正後の法別表第一から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、これらの俸給表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号俸（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、当該号俸）についての切替日における改正後の昭和三十二年改正法附則第十八項又は第二十三項の規定による三級地（同法附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては

三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替へるものとし、昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高号俸（指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額にあつては、同欄に掲げる最高の号俸）をこえる俸給月額を受ける職員のそれぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における俸給月額は、人事院規則で定める額とする。

この場合において、改正後の昭和三十二年改正法附則第十六項、第二十三項若しくは第二十四項又はこの法律附則第十二項の規定により職員に支給される暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第十八項、第十九項、第二十三項若しくは第二十四項又はこの法律附則第十二項の規定による暫定手当の額から、三級地支給額に、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては五分の一を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に於いては五分の一を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

（給与の内払）

15 改正前の法又は改正前の昭和三十二年改正法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十二年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた

暫定手当（指定職申請適用職員にあつては、改正（人事院規則への委任）後の昭和三十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。）は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

17 人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内に改正後の法第十九条の三に規定する調整手当に關して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、同法第二条第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に關する調査研究を行なうものとする。

18 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。
（国家公務員災害補償法の一部改正）
第四条第二項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

19 国家公務員等退職手当法の一部を次のように改正する。
（国家公務員等退職手当法の一部改正）
第五条第三項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加える。

（地方自治法の一部改正）
別表第一

20 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六條の二第一項中「勤務地手当にかえて」を「調整手当又はに改め、同条第二項中「暫定手当」を「調整手当及び暫定手当」に改める。
附則第六條の四中「市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項」及び「市町村立学校職員給与負担法第一条」を「暫定手当」を「調整手当、暫定手当」に改める。

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律
（特別職の職員の給与に關する法律の一部改正）
第一条 特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ものの外を」を「もののほか」に改め、「俸給」の下に「調整手当」を加える。
第三条第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。
第四条第二項中「九千四百円」を「一万五百円」に改める。

第七条の二中「期末手当」を「調整手当及び期末手当」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇、〇〇〇円

内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	四〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員		二二〇、〇〇〇円

公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫		別表第二
官 職 名	俸 給 月 額	
大 使	五号俸 三二〇、〇〇〇円 四号俸 二六〇、〇〇〇円 三号俸 二四〇、〇〇〇円 二号俸 二二〇、〇〇〇円 一号俸 一九〇、〇〇〇円	
公 使	四号俸 二六〇、〇〇〇円 三号俸 二四〇、〇〇〇円 二号俸 二二〇、〇〇〇円 一号俸 一九〇、〇〇〇円	
		別表第三
官 職 名	俸 給 月 額	
秘 書 官	八号俸 一〇八、〇〇〇円 七号俸 九七、〇〇〇円 六号俸 八七、〇〇〇円 五号俸 七七、〇〇〇円 四号俸 六八、〇〇〇円 三号俸 五九、五〇〇円 二号俸 五一、〇〇〇円 一号俸 四五、五〇〇円	

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第号)第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第二条及び第五条から第七条までの規定の適用については、同法第二条中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」と、同法第五条から第七条までの規定中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」とする。

附則第十項中「改正後の外務公務員法」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第八項の規定による改正後の外務公務員法」に、「俸給の」を「俸給及び調整手当のそれぞれ」に、「及び暫定手当」を「調整手当及び

び暫定手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。)の規定並びに次項及び附則第四項の規定並びに附則第八項の規定による改正後の外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(調整手当と暫定手当との調整等)

3 改正後の法第二条の規定により調整手当を支給される内閣総理大臣等(秘書官を除く。)に支給する暫定手当の月額、改正後の昭和三十三年改正法附則第三項の規定にかかわらず、同法附則第四項の規定により俸給とみなされる額(昭和四十三年四月一日以降においては、附則第五項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第四項の規定により俸給とみなされる

額に係る額)に相当する額とする。

4 改正後の法第二条の規定により調整手当を支給される秘書官に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

(昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等)

5 改正後の法第三条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同条第二項に定める俸給月額又は同法別表第一から別表第三までに掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける特別職の職員についての昭和四十二年七月三十一日における第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和三十三年改正法」という。)附則第三項の規定による暫定手当の月額(秘書官にあつては、当該俸給月額を受ける秘書官について同日における同法附則第五項の規定による三級地(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額と

し、以下「暫定手当支給額」という。)に二十分の三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては暫定手当支給額に二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては暫定手当支給額に二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。この場合において、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定により特別職の職員に支給される暫定手当の月額は、同法附則第三項又は第五項の規定による額から、暫定手当支給額に、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては二十分の三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

6 改正後の法第四条第二項の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同項中「一万五百円」とあるのは、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万五百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万五千九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万六千六百六十五円」とする。

(給与の内払)

7 第一条の規定による改正前の特別職の職員給与に關する法律又は改正前の昭和三十三年改正法の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる特別職の職員に支払われた暫定手当(内閣総理大臣等(秘書官を除く。)にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第四項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るもの

に限る。)は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

(外務公務員法の一部改正)

8 外務公務員法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「俸給の」を「俸給及び調整手当のそれぞれに改める。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(以下「幹部自衛官」という。)を削る。

第十四条の見出し中「通勤手当」を「調整手当」に改め、同条第一項中「通勤手当」を「調整手当及び通勤手当」に改め、「初任給調整手当」の下に、「調整手当」を加え、「自衛官」を「第六条の規定の適用を受ける自衛官には調整手当及び隔遠地手当を、その他の自衛官」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十一条の三」に改める。

第十八条第二項中「五千七十円」を「五千五百八十円」に改める。

第十八条の二第二項中「扶養手当の月額合計額(陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び営外手当の月額合計額とし、学生にあつては学生手当の月額とする。)」を「扶養手当の月額、これらに対する調整手当の月額並びに営外手当の月額合計額(学生にあつては、学生手当の月額)」に改める。

第十八条の三第二項中「俸給の月額(陸曹等にあつては、俸給及び営外手当の月額合計額)」を「俸給の月額、これに対する調整手当の月額及び営外手当の月額合計額」に改め、扶養手当の月額合計額(陸曹等にあつては、俸給、扶養手当及び営外手当の月額合計額)」を「扶養手当の月額、これらに対する調整手当の月額並びに営外手当の月額合計額」に改め、

第十九条中「第十一条の二」を「第十一条の三」に、「外」を「ほか」に、「初任給調整手当、扶養手当、特殊勤務手当」を「扶養手当、調整手当」に改める。

第二十五条第二項中「九千八百円」を「一万円」に改める。

に改める。

第二十二條の二第一項中「隔遠地手当」を「調整手当及び隔遠地手当」に改める。

第二十三條第二項中「俸給等(参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあつてはその者に係る俸給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあつては俸給、扶養手当、営外手当及び期末手当をいふ。以下この条及び次条において同じ。)」を「俸給、扶養手当、調整手当、営外手当及び期末手当(以下この条及び次条において「俸給等」という。))」に改める。

第二十四條第二項中「因り」を「より」に、「第十四條から第十七條まで」を「第十四條(調整手当に係る部分を除く。、第十六條、第十七條)に改める。

第二十七條第二項中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加え、「但し」を「ただし」に改める。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
	円	円		円	円	円	円
1	200,000	128,000	1	99,500	72,700	—	40,200
2	210,000	137,000	2	104,500	76,500	63,100	42,800
3	220,000	146,000	3	109,500	80,300	66,100	45,400
4	230,000	155,000	4	114,500	84,100	69,100	48,000
5	240,000	164,000	5	119,500	87,900	72,100	51,400
6		173,000	6	124,500	91,800	75,100	54,200
7		182,000	7	129,500	95,700	78,100	57,000
8		191,000	8	134,500	99,600	81,100	59,800
9		200,000	9	139,500	103,500	84,100	62,600
			10	144,400	107,100	87,100	65,400
			11	148,400	110,300	90,000	68,200
			12	151,300	113,400	92,800	70,900
			13	154,200	115,600	95,600	73,600
			14	156,600	117,800	98,300	76,300
			15	159,000	120,000	100,500	79,000
			16			102,600	81,600
			17				84,200
			18				86,500
			19				88,800
			20				90,900
			21				92,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,600	35,800	27,900	23,700	22,100	19,700	17,800	15,900	14,900
41,000	36,900	30,200	25,600	23,600	20,800	18,700		
43,400	38,100	32,500	27,900	25,500	21,900	19,700		
45,900	40,400	34,800	30,200	27,700	23,100	20,700		
48,400	42,700	37,100	32,500	29,900	24,300			
50,800	45,000	39,400	34,800	31,900	25,500			
53,200	47,400	41,800	37,100	33,200				
55,400	49,700	44,100	39,100	34,400				
57,600	52,000	46,200	40,700	35,600				
59,800	54,200	48,300	42,200	36,800				
61,800	56,400	50,400	43,700	38,000				
63,600	58,600	52,500	45,200	39,100				
65,400	60,700	54,600	46,600	40,200				
67,200	62,800	56,600	48,000	41,300				
69,000	64,700	58,400	49,400					
70,800	66,200	59,900	50,500					
72,300	67,700	61,200						
73,500	69,100	62,500						
74,600	70,300	63,600						
	71,400	64,700						

他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

(暫定手当を基礎とする給与)

19 参事官等、事務官等並びに新法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける自衛官に暫定手当が支給される間、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「昭和四十二年改正後の法」という。)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に關する法律第十九条中

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸 海 空			陸 將 補 海 將 補 空 將 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙					
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,000	128,000	104,800	88,700	73,400	61,500	—	46,600
2	210,000	137,000	109,800	92,700	77,200	64,300	58,700	49,100
3	220,000	146,000	114,800	96,700	81,000	67,100	61,500	51,700
4	230,000	155,000	119,900	100,600	84,800	69,900	64,300	54,500
5	240,000	164,000	125,000	104,500	88,700	72,700	67,100	57,200
6		173,000	130,000	108,300	92,600	75,500	69,900	59,900
7		182,000	135,000	112,000	96,500	78,300	72,500	62,600
8		191,000	140,000	115,700	100,400	81,000	75,100	65,300
9		200,000	144,800	118,500	104,200	83,700	77,600	68,000
10			148,800	121,200	107,500	86,400	80,100	70,700
11			151,700	123,600	110,500	89,000	82,600	73,300
12			154,600	126,000	113,400	91,500	85,000	75,900
13				128,400	115,400	93,900	87,100	78,200
14					117,400	96,200	89,200	80,000
15						98,400	91,100	81,500
16						100,500	92,800	82,900
17						102,600	94,500	84,300
18						104,700	96,200	85,600
19						106,800	97,900	
20						108,700	99,600	
21						110,600	101,200	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その

「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、昭和四十二年改正後の法第十八条の二第二項及び第十八条の三第二項中「調整手当の月額」とあるのは「調整手当の月額、暫定手当の月額」と、同法第二十三条第二項及び第二十七条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

第三条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 38,700	円 35,900	円 28,000	円 23,800	円 22,200	円 19,800	円 17,900	円 16,000	円 15,000
41,100	37,000	30,300	25,700	23,700	20,900	18,800		
43,500	38,200	32,600	28,000	25,600	22,000	19,800		
46,000	40,500	34,900	30,300	27,800	23,200	20,800		
48,500	42,900	37,300	32,600	30,000	24,400			
50,900	45,200	39,600	34,900	32,000	25,600			
53,300	47,500	41,900	37,200	33,300				
55,600	49,800	44,200	39,300	34,600				
57,800	52,100	46,400	40,900	35,800				
60,000	54,400	48,500	42,400	37,000				
62,000	56,600	50,600	43,900	38,100				
63,800	58,800	52,700	45,300	39,200				
65,600	61,000	54,800	46,700	40,300				
67,400	63,000	56,800	48,100	41,400				
69,200	64,900	58,600	49,500					
71,000	66,400	60,100	50,600					
72,500	67,900	61,400						
73,700	69,300	62,700						
74,800	70,500	63,900						
	71,600	65,000						

職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「一万百円」を「一万二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号俸	陸海空			陸海空	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙					
1	200,000	128,000	105,000	88,900	73,500	61,600	—	46,700
2	210,000	137,000	110,000	92,800	77,300	64,400	58,800	49,300
3	220,000	146,000	115,000	96,800	81,100	67,200	61,600	51,900
4	230,000	155,000	120,100	100,800	84,900	70,000	64,400	54,600
5	240,000	164,000	125,200	104,700	88,800	72,800	67,200	57,400
6		173,000	130,300	108,500	92,700	75,600	70,000	60,100
7		182,000	135,300	112,300	96,700	78,400	72,600	62,800
8		191,000	140,300	116,000	100,600	81,200	75,200	65,500
9		200,000	145,100	118,700	104,400	83,900	77,800	68,200
10			149,100	121,400	107,700	86,600	80,200	70,900
11			152,100	123,800	110,700	89,200	82,800	73,500
12			155,000	126,200	113,600	91,700	85,200	76,100
13				128,600	115,600	94,100	87,300	78,400
14					117,600	96,400	89,400	80,200
15						98,600	91,300	81,700
16						100,700	93,000	83,100
17						102,800	94,700	84,500
18						104,900	96,400	85,800
19						107,000	98,100	
20						108,900	99,800	
21						110,800	101,500	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	201,760	128,532	1	99,902	73,037	—	40,429
2	211,840	137,552	2	104,943	76,846	63,402	43,004
3	221,880	146,598	3	109,983	80,654	66,428	45,590
4	231,960	155,620	4	115,024	84,463	69,452	48,164
5	242,000	164,664	5	120,064	88,271	72,480	51,633
6		173,688	6	125,103	92,191	75,508	54,445
7		182,744	7	130,145	96,111	78,536	57,243
8		191,800	8	135,184	100,038	81,562	60,044
9		200,856	9	140,221	103,958	84,587	62,845
			10	145,033	107,655	87,613	65,648
			11	149,062	110,790	90,414	68,448
			12	151,974	113,923	93,215	71,253
			13	154,884	116,164	96,015	74,058
			14	157,348	118,405	98,814	76,752
			15	159,812	120,646	100,941	79,441
			16			103,068	82,019
			17				84,584
			18				86,944
			19				89,295
			20				91,306
			21				93,319

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,900	36,100	28,300	23,900	22,300	20,000	18,000	16,100	15,100
41,400	37,300	30,600	25,900	23,900	21,100	18,900		
43,900	38,500	32,900	28,200	25,800	22,200	19,900		
46,400	40,800	35,200	30,500	28,000	23,400	20,900		
48,900	43,200	37,600	32,900	30,200	24,600			
51,300	45,600	40,000	35,200	32,300	25,800			
53,700	47,900	42,300	37,500	33,600				
56,000	50,200	44,600	39,700	34,900				
58,300	52,500	46,800	41,200	36,100				
60,400	54,800	48,900	42,700	37,300				
62,400	57,100	51,000	44,200	38,500				
64,300	59,300	53,100	45,700	39,700				
66,200	61,400	55,200	47,200	40,800				
68,000	63,500	57,200	48,600	41,900				
69,800	65,400	59,100	50,000					
71,600	67,000	60,600	51,100					
73,000	68,500	61,900						
74,200	69,900	63,200						
75,300	71,100	64,400						
	72,200	65,500						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸 海 空	将 将 将			陸 将 補 海 将 補 空 将 補	1 等陸佐 1 等海佐 1 等空佐	2 等陸佐 2 等海佐 2 等空佐	3 等陸佐 3 等海佐 3 等空佐	1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉
		俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		甲	乙	丙					
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		201,760	128,532	105,700	89,500	74,000	62,100	—	47,100
2		211,840	137,552	110,800	93,400	77,800	64,900	59,300	49,600
3		221,880	146,598	115,900	97,400	81,600	67,700	62,100	52,200
4		231,960	155,620	121,000	101,400	85,500	70,500	64,900	55,000
5		242,000	164,664	126,100	105,400	89,400	73,300	67,700	57,800
6			173,688	131,200	109,200	93,300	76,200	70,500	60,600
7			182,744	136,200	113,000	97,300	79,000	73,100	63,300
8			191,800	141,200	116,700	101,300	81,800	75,700	66,000
9			200,856	146,100	119,500	105,100	84,500	78,300	68,700
10				150,100	122,200	108,400	87,200	80,900	71,400
11				153,100	124,600	111,500	89,800	83,500	74,100
12				156,000	127,000	114,300	92,300	85,800	76,700
13					129,400	116,400	94,700	87,900	78,900
14						118,400	97,100	90,000	80,700
15							99,300	91,900	82,300
16							101,400	93,700	83,800
17							103,500	95,400	85,100
18							105,600	97,100	86,400
19							107,700	98,800	
20							109,600	100,500	
21							111,500	102,200	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）の施行の日が月の属する月の翌月の初日（その施行の日が月の初日であるときは、その日）から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法（同法第十八条の二（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十八条の三（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤続手当に関する部分を除く。）を除く。以下「新法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。）の規定並びに附則第九項から第十四項まで及び第十八項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額には、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に相当する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「昭和四十二年一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正前の俸給月額の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額

は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（調整手当と暫定手当との調整等）

9 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

10 新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員（以下「指定職甲欄適用職員」という。）で新法第十四条の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、同項後段の規定により俸給とみなされる額に相当する額とする。

（調整手当の額の特例）

11 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員（指定職甲欄適用職員を除く。）の調整手当の月額は、附則第九項の規定を適用しないものとしたらば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

12 新法第十四条の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額は、附則第十項の規定を適用しないものとしたらば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する一般職給与法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第十項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

13 指定職甲欄適用職員に対する新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の

三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十五号）附則第十六項後段の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出の特例）

14 新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第十一項又は第十二項の規定の適用を受ける職員にあつては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第十一項又は第十二項の規定による調整手当の月額」とし、前項の規定の適用を受ける職員にあつては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第十三項の規定により読み替えられた第十一条の三第二項の規定による調整手当の月額」とする。

15 （昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等）
事務官等に対する一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五（ハを除く。）から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定の例による。

16 昭和四十四年四月一日以降における第四条の規定による改正後の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二に定める俸給月額並びに同法第二十五條第二項に定める学生手当の月額については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定による一般職の国家公務員の俸給月額等に係る措置との権衡上必要な改定を行なうものとする。

17 （給与の内払）
旧法又は第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の規定に基づ

第六一〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(四通)

請願者 京都府宇治市開町三八ノ二京都府

紹介議員 軍恩連盟内 柿本實一外三名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(七通)

請願者 栃木県下都賀郡大平町富田五八

紹介議員 八川田長市外六名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六三〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十通)

請願者 滋賀県近江八幡市木町二ノ一六

紹介議員 北脇芳雄外九名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十三通)

請願者 青森県八戸市旭町二一 妻神三五

紹介議員 郎外十二名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六五〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十三通)

請願者 山梨県山梨市小原西一、二二七軍恩連盟

紹介議員 山梨県山梨支部内 小幡定男外十二名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六六〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十六通)

請願者 愛知県大山市中木町 水野源一外

請願者 佐賀県東松浦郡浜玉町柳瀬佐賀県

紹介議員 軍恩連盟浜玉町支部内 小柳徳松

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一二号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 岩手県西磐井郡平泉町平泉字毛

紹介議員 越前野軍三外一名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一三〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)

請願者 三重県龜山市天神町二、〇四〇

紹介議員 安田治外二名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一四〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十二通)

請願者 福岡県八女市大字木五六〇ノ一

紹介議員 三宅常彦外二十一名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十六通)

請願者 熊本県山鹿市大字津留二、一二四

紹介議員 軍恩連盟山鹿支部内 有働一二

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一六〇号 昭和四十二年十二月四日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(八十二通)

請願者 愛知県大山市中木町 水野源一外

八十名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一三五号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 京都市北区紫竹大門町二六 後藤

紹介議員 常三

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一三六号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二通)

請願者 高知県高岡郡佐川町東組九一四

紹介議員 秋沢享外二名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一三七号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)

請願者 山梨県北都留郡小菅村 黒川豊年

紹介議員 外二名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一三八号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(七通)

請願者 青森県十和田市東三番町三一ノ一

紹介議員 三軍恩連盟十和田支部内 福沢正生

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一三九号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十五通)

請願者 滋賀県草津市集町四六二 川端佐

紹介議員 吉外十四名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四〇号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十五通)

請願者 富山県下新川郡宇奈月町愛本新

紹介議員 二、二二二 中本喜一外二十四名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四一〇号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十五通)

請願者 茨城県水戸市新原町三、〇七六

紹介議員 佐藤文蔵外十四名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四二〇号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(六十八通)

請願者 宮城県仙台市土樋三五宮城県軍恩

紹介議員 連盟仙台市荒町学区支部内 丹野

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四五〇号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二通)

請願者 和歌山県日高郡竜神村福井九五

紹介議員 一 西山寅吉外一名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九一〇号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 高知市西町九七 山本健児外十二

紹介議員 名 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九二号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二通)
請願者 青森県中津輕郡相馬村大字藤沢字
野田四五ノ一相馬村軍恩連内 福
島康倫外十六名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九三号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)
請願者 京都府宇治市神明宮東八五ノ九軍
恩連宇治市連合内 岩中勝三外六
百五十九名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九四号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)
請願者 栃木県河内郡河内町大字下岡本
一、六二四 岡本中外二名

紹介議員 船田 謙君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九五号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)
請願者 長崎県諫早市天神町六一七 東繁
外二名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九六号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願
請願者 福島市堂殿一福島県軍恩連盟内
築瀬真琴外十名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九七号 昭和四十二年十二月五日受理

恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十六通)
請願者 熊本県宇土郡三角町大字手場五三
七 河野裕外千二百二十九名

紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九八号 昭和四十二年十二月五日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十八通)
請願者 北九州市小倉区富野三八〇築上地
区軍恩内 中村通孝外二十七名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇一号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願
請願者 栃木県那須郡黒磯町大字豊浦一一
〇 田辺孝太郎
紹介議員 船田 謙君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇二号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願
請願者 新潟市國屋大川前一区二、〇〇
二 森山敏雄外二十六名

紹介議員 佐藤 隆君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇三号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願
請願者 京都府船井郡和知町字細谷 吉田
信雄
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇四号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願
請願者 北九州市小倉区上石田町 横山秋
蔵外二十九名

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇五号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二通)
請願者 京都府亀岡市紺屋町二六 岡一外
一名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇六号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(四通)
請願者 茨城県東茨城郡大洗町磯浜六、九
四四ノ六八 青柳三雄外三名

紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇七号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(四通)
請願者 長崎県福江市浜町六九長崎県軍恩
連大浜支部内 森清外三名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇八号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(七通)
請願者 茨城県東茨城郡常盤村大場一、八
八六 大場憲外六名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇九号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(七通)
請願者 佐賀県藤津郡太良町大浦佐賀県軍
恩連盟大浦支部内 塚本戸六外六
名

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一〇号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十七通)
請願者 愛媛県温泉郡中島町大字和周愛
媛県軍恩連盟西中地区支部内 野
瀬善一外十六名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一一号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十七通)
請願者 愛媛県松山市室町一二七愛媛県軍
恩連盟内 池田龜市外十六名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一二号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十通)
請願者 福岡県山門郡山川村大字甲田三三
四ノ二福岡県柳川地区軍恩連盟山
川支部内 富安正人外十九名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一三号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十四通)
請願者 鹿児島市甲突町一四ノ二〇 山口
定雄外二十三名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一四号 昭和四十二年十二月六日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三十五通)
請願者 鹿児島県川内市久見崎三三七 上
原清秀外三十四名

紹介議員 谷口 慶吉君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八一号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願
請願者 青森県八戸市十六日町一 野里政勝

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八二号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代二、二〇 渡辺三郎

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八三号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 愛知県知多郡横須賀町大字加木屋 久野利夫

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八四号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 京都府船井郡園部町軍恩連園部支部内 高屋喜作

紹介議員 植本 光教君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八五号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願

請願者 鹿児島市下伊敷町日当平住宅五八 迫田季春外三十九名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八六号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(一通)
請願者 鹿児島県薩摩郡松山町新橋一〇

紹介議員 一 平田清徳外五十一名
田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八七号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)

請願者 山梨県北都留郡丹波山村二、八四 九 広瀬九二夫外二名

紹介議員 古江 勝保君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八八号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三通)

請願者 福岡県京都郡田町大字葛川四四 七 京都地区軍恩連盟白川地区支部内 古田七藏外二名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八九号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(六通)

請願者 長崎県松浦市志佐町 西田堅一外五名

紹介議員 久保 勘二君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九〇号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(七通)

請願者 新潟県新井市上水沢軍恩連新井連合支部水原支部内 野口武男外六名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九一号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(八通)

請願者 岐阜県土岐市泉町寺下町軍人恩給連盟土岐支部内 加藤誠一外七名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九二号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(十六通)

請願者 島根県松江府浜乃木町一六二 岡崎清三郎外十五名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九三号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十二通)

請願者 石川県河北郡七塚町松浜一〇 釜田弘外二十一

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九四号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(二十一通)

請願者 栃木県矢板市石岡五六九 笹沼喜一郎外二十三

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九五号 昭和四十二年十二月七日受理
恩給処遇の不合理等は正に關する請願(三十通)

請願者 熊本市池田町一、〇八四 今井光二外二十九名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二〇号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 青森市大字大野字長島七七 奥崎 岡太郎外二千五百十九名

紹介議員 津島 文治君

退職公務員の恩給・共済年金等について、左記事項の実現を圖らう。

一、恩給・共済年金に對し、すみやかに完全スライド制を実施すること。

二、完全スライド制を実施する場合は、昭和四十三年度において、現職者の給与等に即応して恩給・共済年金の平均給付額の引上げを行ない、これを是正の上実施すること。

三、恩給・共済年金の最低額を少なくとも月額十二万円に引き上げること。

四、退職年次の相違による恩給・共済年金額の不均衡をすみやかに是正すること。

五、普通恩給並びに共済年金受給者に対する老齢福祉年金の併給制度を改善すること。

第二一号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 秋田市千秋中島町二三ノ四 高橋 南雄外六千七百三十三名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 山形県寒河江市丸の内一ノ二ノ三 六 菊地 雅

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二三号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日三ノ五ノ四 津 金清次外三千三百六十七名

紹介議員 古江 勝保君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二四号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県塩尻市宗賀七ノ四 荻上八千代外七千八百八十八名

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二五号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 大分県臼杵市大字福良二二 蓬萊
照雄外三千七百七十九名

紹介議員 村上 春蔵君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二六号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二通）
請願者 鹿児島市和田町一、一九九 松山
英徳外八百二十八名

紹介議員 追水 久常君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二七号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（五通）
請願者 兵庫県三原郡志知村難波三四九
仲野栄助外千四百四十六名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（六通）
請願者 愛知県知多郡知多町八幡字笹垣間
一二ノ八 浅野春一外千六百七十

紹介議員 横井 太郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）

請願者 鹿児島県指宿郡開聞町一、四
九二退職公務員連盟指宿支部
内 京田常松外四千三百三十八名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三〇号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 横浜市鶴見区東寺尾町一、一
三〇 和田佐助外六千二百八十一

紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三一号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 群馬県高崎市台町八 南清外二千
九百一十一名

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四二号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 群馬県桐生市本町四ノ三三七 森
田精一外二千八百八十三名

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四三号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 福井市御幸一ノ八ノ一八 広田保
外二千五百六十九名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

英貞外六千九百十五名
紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四五号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 奈良県大和郡山手鏡山町一一ノ
八 沢井弁造

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四六号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 大分市錦町一ノ八ノ八 佐藤盛雄
外三千七百七十八名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四七号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 宮崎県都城五十町一、九八八
西山尚外三千七百七十六名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四八号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（十通）
請願者 静岡県磐田市新山三三六 鈴木治
吉外二千五百九十六名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五一号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 京都府亀岡市新屋町六二 谷村正
治外千九百四十八名

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五二号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（十三通）
請願者 福島県田村郡三春町亀井 鈴木三
郎外五千九百九十四名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五三号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（十四通）
請願者 千葉県松戸市小山三二〇千葉県退
職公務員連盟松戸支部内 芦田
美登里外六千七百七十四名

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五四号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（六通）
請願者 鹿児島県薩摩郡薩摩町塔之原 大
井一夫外二千五百五十六名

紹介議員 谷口 慶吉君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五五号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（五通）
請願者 千葉県野田市中野台一、〇三九千
葉県退職公務員連盟野田支部
内 吉沢吉外三千二百三十一名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五六号 昭和四十二年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）

請願者 愛知県東春日井郡旭町大字三郷字

中井田一七 木多小一外百九十一名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇四号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 福岡市東大橋町四九九 神代勘次

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇五号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 熊本県玉名市下二、四七三 小林

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇六号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 奈良市中辻北方町七六 稲葉岩蔵

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇七号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 愛知県渥美郡渥美町大字和地字地蔵田二〇 岡瀬勘作外二百五十九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇八号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市天神町一ノ三四岩手

県退職公務員連盟内 島田彬一郎

外六百三十九名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇九号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県飯山市大字静岡一、七六

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一一一号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 宮崎市大字広原七、七三二 佐々

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一一二号 昭和四十二年十二月四日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 大阪府堺市上野芝町七ノ四四五

紹介議員 内藤登三郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一二五号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡常北町石塚一、

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一二六号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市天神町一ノ三四岩手

請願者 茨城県水海道市豊岡町丙三、二三

四 石塚辰次郎外千三百四十四名

紹介議員 長谷川 仁君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一二七号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 群馬県勢多郡赤城村長井小川田五

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一二八号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県飯田市上飯田六、一三一

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一二九号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県諏訪市四賀二、一三三

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一三〇号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 福井市桑町四三ノ二七 天谷津太

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一三二号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 徳島市藤本元町一丁目 頼野虎一

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一三三号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 高知県土佐市本村四一四 菊谷建

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市銀座五ノ三五 村井

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一三四号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 神戸市葺合区野崎通四ノ六ノ二

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一五二号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 鳥取市中町五八 草野恵外二千七

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一五三三号 昭和四十二年十二月五日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市十町二、五〇六

秋元英三外千九百三十九名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一五四号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（六通）

請願者 岡山県小田郡矢掛町南山田一三
四 神田伯平外三千九百六十一名

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八一号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 青森市大字浦町字橋本二二六ノ九
青森県退職公務員連盟内 日野此
面外二千五百二十名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八二号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 福島県郡山市咲田一ノ四ノ一〇
鈴木豊蔵外四百四十二名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八三号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市老松町一九ノ五
鈴木竹次郎外四百九十九名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八四号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 愛知県豊田市陣中町三ノ五七
津時二外二百三十四名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八五号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 高知県長岡郡大豊村粟生一三三
三谷泉水外七千六百六十一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八六号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 佐賀市上多布施町高岸八五四
田辰次外四千六十三名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八七号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二通）

請願者 新潟市学校町三 今山政三郎外六
千七十五名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八八号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三
通）

請願者 宮城県仙台市北六番丁二二七
井克巳外四千八百二十五名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八九号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（七
通）

請願者 福島県郡山市虎丸町二ノ一四
崎秋外四千四百二十四名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一九〇号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（十
四通）

請願者 静岡県豊田町地蔵町一、三三六
横森千代三郎外三千五百六十名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二〇六号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 福岡県築上郡築城町大字本庄福岡
県退職公務員連盟第四区ブロック
会内 高橋茂外千八百四十二名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二〇七号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 札幌市北区二条東五ノ二 野口琴
三郎外千三百九十二名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二〇八号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 札幌市南二条西八丁目 小林松
太郎外千二百二十八名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二〇九号 昭和四十二年十二月五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（十
二通）

請願者 静岡県伊東市富戸六五静岡県退職
公務員連盟伊東支部内 石井正作
外二千六百七名

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八六号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 北海道滝川市花月町一七〇 寺島
達道外六百八十八名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八七号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市滝谷町一〇ノ一
阿部山二外一万八千六百十五名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八八号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 神戸市東灘区御影町上中五九八
折島潔外三百七十二名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八九号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 北九州市八幡区福国町六丁目福岡
県退職公務員連盟八幡支部内
田岡作外二千六百九十五名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九〇号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県更級郡上山田町一、一一
〇 山崎親喜外四千八十七名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九一号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）
請願者 福島県石川郡石川町字南町七六
草野啓作外千九百九十九名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九二号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（五通）
請願者 兵庫県洲本市納町五八〇 石田正
三外千四百四十五名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九三号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 北海道網走市南四条西三丁目 小
田島勝治外八百九十三名
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九四号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 香川県高松市桜町一ノ五ノ一一
国井俊次外四千四百八十名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九五号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 愛媛県松山市大字森松三八 尾海
武広外千七百七名
紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九六号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（五通）
請願者 名古屋市中川区小本本町二ノ七
一 山田治三郎外千三百三十三名
紹介議員 大谷 養雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九七号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 愛知県豊川市平尾町中貝津四三
杉浦小市外二百三十三名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九八号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 北海道夕張市沼の沢六七 野村春
吉外九百六十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九九号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 北海道紋別郡湧別町芭露 島田梅
十外千二百二十六名
紹介議員 岡村文四郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十二年十二月六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）
請願者 兵庫県明石市大蔵本町八ノ七 森
本一夫外五百五十五名
紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三六九号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 石川県金沢市東山三ノ二〇ノ一
九 赤井久雄外二千六百六十五名
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七〇号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 愛知県宝飯郡津町赤根字屋敷一
五四愛知県退職公務員連盟宝飯支
部内 今泉政次外三百三十二名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七一号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 岐阜市北八ツ幸町校長会館内岐阜
県退職公務員連盟内 岩島利六外
七千四百八十二名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七二号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨下川原町四六
藤森勝郎外千六百十八名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七三号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 岡山市青江七六七岡山県退職公務
員連盟内 西山富佐太外千二百三
十八名
紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七四号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 島根県大田市久利町久利五七三島
根県退職公務員連盟内 松原源二
郎外千九百七十八名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七五号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 宮崎県小林市細野 岡蘭助左エ門
外四千三名
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七六号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）
請願者 鳥取県米子市錦町三ノ一五四 崎
田茂信外千五百七十六名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七七号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）
請願者 兵庫県赤穂市上飯屋一、二四三
前川清五郎外千九百九十七名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七八号 昭和四十二年十二月七日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（四通）
請願者 兵庫県伊丹市鈴原町三ノ一四 横
山六郎外八百四十四名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三七九号 昭和四十二年十二月七日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（五通）

請願者 名古屋市瑞穂区弥富ケ丘町一ノ三

二ノ三 磯村義郎外三百十一名

紹介議員 横井 太郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三八〇号 昭和四十二年十二月七日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（八通）

請願者 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口

一、七八八日置郡北部退職公務員

会内 堀重光外二千三百八名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三二二号 昭和四十二年十二月四日受理

退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 群馬県太田市下田島一、四四九

野本品吉

紹介議員 佐田 一郎君

退職教育公務員の恩給・共済年金等について、左

記事項の実現を図られたい。

一、恩給・共済年金のすみやかな具体的完全スラ

イド制を実施すること。

二、完全スライド制実施に際しては、昭和四十三

年度現職者の給与等に即応して実施すること。

三、恩給・共済年金の最低額を年額十五万円に引

き上げること。

四、退職年次の相違によつて生じた恩給・共済年

金額の不均衡の格差をすみやかに是正するこ

と。

五、医療給付は退職後も継続するよう規定するこ

理由

数次にわたつて恩給の改定は実施されたが、まだ受給者の困窮を救うにいたらず、退職後の年数経過とともに退職教育公務員の生活はいよいよ不安にさらされている。このような状態のまま放置されることは、いつそ生活の脅威を受けるだけでなく、現在及び将来の教職員に希望を失わせることとなり、教育再建にもつとも大切な教育界に人材を確保するみちをはばみ、わが国の教育の進展に重大な影響を及ぼすことになる。（別紙参考資料添付）

第一七九号 昭和四十二年十二月五日受理

退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 熊本市新市街六ノ一六東宝会館内

日本教育推進連盟熊本県支部内

横田正人

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三六五号 昭和四十二年十二月七日受理

退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡智頭町智頭日本教育

推進連盟鳥取県支部内 岸本一雄

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三六六号 昭和四十二年十二月七日受理

退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市本町一ノ二二自民

会館内日本教育推進連盟栃木県支

部内 真下利重

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三四号 昭和四十二年十二月四日受理

接収解除に伴う借地借家復帰及び権利消滅の補償に関する請願

請願者 東京都港区赤坂田町六ノ四接収借

地借家復興期成同盟会内 大古田

長治外七十四名

紹介議員 佐藤 一郎君

接収解除に伴う借地借家復帰及び権利消滅の補償措置を早急に講じ、全国にわたる弱い正直者の借地借家等の庶民にこれ以上犠牲を強制して社会不安をひき起こすことのないよう配慮されたい。

理由

一、私たちは、終戦後の混乱時にビストルの脅威を感じつつ、借地借家権等を無補償で、都道府県によつて強制接収され、生活の基礎を崩壊された。

二、第十三回国会衆議院建設委員会において、篠田弘作議員の接収権利保護に関する質問に対し、調達庁長岡伊八政府委員は、早急に善処措置を講ずると答弁したのに、その後同庁はなんらの措置も講ぜず、私たちの権利を消滅し、不測の被害を与えたままにしていることは国会を冒とくするものであり、また、最高裁判所裁判官全員一致の借地権確認判決をも漫然と放置してこれを無効化したことは司法権の尊厳を犯すものである。

第四一〇号 昭和四十二年十二月四日受理

旧軍人の恩給に関する請願（九通）

請願者 福井県敦賀市松島 岸本栄太郎外

八名

紹介議員 高橋 衛君

旧軍人及び遺族が多年請願陳情をしている未解決の左記事項について実現を図られたい。

一、恩給法第二条の二に基づき仮定俸給年額を改定すること。

二、加算年を旧文官と同様にすべて恩給年額の計算に算入すること。

三、仮定俸給年額の号作格付けを旧文官なみに引き上げること。

四、一時恩給の年限を現在職連続三年に是正すること。

五、旧海軍特務士官等の仮定俸給年額を是正すること。

六、旧法に定められていた各種の職務加算を復活すること。

七、抑留加算を南西諸島等にも適用すること。

八、戦犯拘禁期間はすべて在職年に算入すること。

九、海外抑留者はすべて帰国の日に退職したこととする。

十、公的資料なき者に対する履歴の認定は、戦友等の正当な証明によることとする。

なお、恩給審議会に第二次の中問答申あるいは答申のくり上げを求める等の積極的措置を講じ、すくなくとも一ないし四の項目等についてはぜひともこれを明年度において解決されたい。

第五〇号 昭和四十二年十二月四日受理

旧軍人の恩給に関する請願

請願者 京都市右京区川島北裏町五一 乾

泰治郎外二百六十二名

紹介議員 林田 修紀夫君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第一〇二号 昭和四十二年十二月四日受理

旧軍人の恩給に関する請願

請願者 長野県小県郡川西村大字浦野九

五 山浦昇司

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第一〇二号 昭和四十二年十二月四日受理

旧軍人の恩給に関する請願

請願者 名古屋市長区有松町大字有松字橋

東南七一 荒木千介

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第一〇三号 昭和四十二年十二月四日受理
旧軍人の恩給に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町天山一四
筑紫野町御笠地区恩連内 井上社
之助

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二八五号 昭和四十二年十二月六日受理
旧軍人の恩給に関する請願(二通)
請願者 茨城県東茨城郡桂村大字孫根一六
三 加藤木丈夫外一名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三三八号 昭和四十二年十二月六日受理
旧軍人の恩給に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡吉川町下町軍恩連
盟吉川支部内 藤野大吉

紹介議員 佐藤 隆君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三六七号 昭和四十二年十二月七日受理
旧軍人の恩給に関する請願
請願者 福岡県三井郡小郡町大字力武 山
下嘉六外九名

紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第四九号 昭和四十二年十二月四日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 福岡県久留米市通町五丁目社団法人
人日本郷友連盟久留米市郷友会内
牛島慶二

紹介議員 梶原 茂嘉君 大谷 賛雄君
鹿島守之助君 後藤 義隆君
玉置 和郎君 内藤三郎君

福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部
(現陸上自衛隊第四特科連隊本部)建物の全部又は
一部を改修復元の上、防衛に関する資料の収蔵展
示等とあいまつて、旧久留米師団を象徴する記念
館として、これを永久に残置し後世に伝え、もつ
て祖國愛、郷土愛精神の高揚に資し、かつわが國
の名譽ある独立と、平和繁栄に貢献する施設とさ
れたい。

理由

一、旧歩兵第四十八連隊は、明治三十年福岡県久
留米市に創設され、日露戦役をはじめ幾多の戦
役事変に従事し、昭和十九年北満守備から台湾
に転じ、終戦を迎えた。

二、戦後、旧軍の施設は転用、解体されるなどし
て逐次消滅の一途をたどっているが、幸いにし
て久留米師団最古の歩兵第四十八連隊本部は、
現に陸上自衛隊第四特科連隊本部として活用さ
れている。しかし、当該施設は年代を経た建物
であり、全般に老朽化し、今後長期の使用にた
えない状況なので、連隊本部の新築に伴い解体
されることになる模様である。

第九九号 昭和四十二年十二月四日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願(三通)
請願者 福岡県久留米市高良内町久留米高
良内郵便局内 秋山竜三外二名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第一〇〇号 昭和四十二年十二月四日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 山口県防府市佐波一ノ二二一七
小沢政行

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二二二号 昭和四十二年十二月五日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 福岡県久留米市通町五丁目自由民
主党久留米支部内 原口久人外二
名

紹介議員 内藤三郎君 大谷 賛雄君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二二三号 昭和四十二年十二月五日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 福岡県久留米市通町五丁目自由民
主党久留米支部内 山下倉之助外
二名

紹介議員 鹿島守之助君 梶原 茂嘉君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二二四号 昭和四十二年十二月五日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 福岡県久留米市通町五丁目自由民
主党久留米支部内 近藤卓雄外二
名

紹介議員 後藤 義隆君 玉置 和郎君
林田 正治君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二二四号 昭和四十二年十二月六日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願(三通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町長井鶴宮田町
郷友会内 来島吉太郎外二名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第三三九号 昭和四十二年十二月六日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 福岡県三潁郡三潁町大字草場四九
四 古賀市蔵外三名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第三六八号 昭和四十二年十二月七日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願
請願者 福岡県三潁郡三潁町大字草場一〇
一 川島勝義外三名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第一五八号 昭和四十二年十二月五日受理
国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障
の拡充等に関する請願(五通)
請願者 東京都北多摩郡清瀬町国立療養所
東京病院内 佐野絹子外六百四十
二名

紹介議員 藤原 道子君
国立療養所等勤務者の定年制実施に反対し、社会
保障とくに左記の老後保障の拡充、確立を強く要
求する。

一、生活の保障 独立した子どもたちと別居して
生活できる経済的保障。

二、医療の保障 老後のいろいろな病気について
の治療と保養の保障。

三、住宅の保障 子どもたちと別居して生活ので
きる住宅の保障。

四、仕事の保障 高齢者各自の気力と体力に見合
った仕事の保障。

理由

日本の人口がますます高齢化し、高齢人口がふえ
て行くなかで、高齢者の自殺、病氣、生活不安も
大きくなっている。
厚生省、病院当局は高齢者に対し、毎年、退職を
迫り、退職勧奨をくり返していますが、それだけ
でなく、高齢者を否応なしに職場からしめ出す定

年制を実施したり、計画しているが私たちはこれに反対である。

低賃金と労働強化に苦しみながら国民の医療を守るため働いてきた私たちは、老後のための貯蓄もなく、退職後の不安は深刻である。

私たちの厚生年金の老齢年金、共済組合の退職年金ひとつをみても、その内容はきわめて貧弱であり、老後の生活難をきりぬけることはできない。

第一七六号 昭和四十二年十二月五日受理

国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願(二通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町松山一ノ二八ノ二 岡庭浅吉外二百六十八名

紹介議員 木村裕八郎君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三三七号 昭和四十二年十二月六日受理

国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願

請願者 福島県郡山市南天正壇三五 小林正子外三百三十六名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三四〇号 昭和四十二年十二月六日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久一ノ二三ノ六 竹田ゆり子外二十九名

紹介議員 北村 暢君
公務員の賃金引上げ等に関する、左記事項の実現を図りたい。

一、人事院勧告の実施時期を勧告どおりとする。

二、本俸引上げ額の上厚下薄を是正し、最低三千円まで底上げすること。

三、昇給間差額の折れ曲りをなくし、通し号俸制とすること。

四、都市手当の地域格差を拡大しないこと。

五、住宅手当を新設し、通勤手当を実費支給すること。

第三四二号 昭和四十二年十二月六日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都練馬区関町四ノ七三一 菅原英治外百二十名

紹介議員 伊藤 颯道君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第三四三二号 昭和四十二年十二月六日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布飯倉片町六ノ一三 全電波本省支部内 栗飯原洋外四十五名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第三四三三号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県北足立郡足立町志木中の下八六ノ一 辻村昭一外六十一名

紹介議員 北村 暢君
国家公務員の生活条件と労働条件改善のため、給与法の改定にあたっては、左記事項につき特段の配慮と積極的な審議をされたい。

一、国家公務員の給与改定を五月一日から行なうこと。

二、給与改定については、全国家公務員が最低平均引上げに達するよう底上げを行なうこと。

三、住宅手当を新設すること。

四、給与改定と引換に決定された七パーセント予算削減をしないこと。

五、定員を削減せず、ただちに欠員を補充すること。

六、物価値上げに反対であり、公共料金の引き上げをやめること。

七、国家公務員共済組合の国庫負担を増額すること。

理由 政府は去る十月二十日、国家公務員の切実な要求を無視し、一方的に、人事院勧告の八月実施を主要内容とする「閣議決定」を行なった。これは、生活保護基準などの低賃金のもとで深刻な生活苦にあえぐ圧倒的多数の国家公務員の生活実態を無視したものであり、政府自ら法の精神をじゅうりんした不当かつ不法な決定である。また、同時に決定された「予算七パーセント削減にいたつては、少ない人員とより大きな国家業務のなかで労働強化・健康破壊に苦しんでいる国家公務員労働者の現実をみない、全くひどい「合理化」をしているものである。

第三四四号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県所沢市緑町一ノ一一ノ一六 伊藤 颯道君

紹介議員 伊藤 颯道君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四二号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県草加市吉町二ノ一ノ四八 岡村義一外九十二名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四三号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県草加市吉町二ノ一ノ四八 岡村義一外九十二名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四四号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県草加市吉町二ノ一ノ四八 岡村義一外九十二名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四七号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(四通)

請願者 千葉県幕張町四ノ七七〇 林博外百二十三名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四八号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(五通)

請願者 千葉県幕張町四ノ七七〇 滝沢明夫外百七十四名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四九号 昭和四十二年十二月六日受理

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(二通)

請願者 千葉県稲毛海岸一ノ七 長岡正勝外九十二名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三五〇号 昭和四十二年十二月六日受理

公務員賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都足立区竹の塚一ノ六〇ノ三〇二 国井克宏外三十名

紹介議員 北村 暢君
公務員の賃金等について、左記事項の実現を図りたい。

一、人事院勧告の実施時期を、勧告どおり五月とする。

二、本俸引上げ額の上厚下薄を是正し、大幅に底上げすること。

三、都市手当による地域格差の拡大をさけること。

四、年末手当現行二・五箇月を、三箇月プラス一万円に改定すること。

五、諸物価の値上げを抑制すること、等。

理由

私たち国家公務員の賃金は人事院勧告制度によつて、つねに民間労働者より一段と劣悪な状態におかれ、消費者物価や医療費などの公共料金をはじめとする諸物価値上がりは、私たちの生活に重大な影響を及ぼしている。

本年三月、国公共団が行なつた統一アンケートの結果によると、対象組合員五万六千八百四十五人のうち五四・二パーセントの人が自分の賃金だけでやつて行けず、ともばたらきや本人のアルバイト、家族の内職、借金などによつて、なんとか生計を維持している実情である。

物価値上がりも、政府の赤字公債発行、公共料金、独占物価値上げ政策の中にこそ、その原因があり、公務員労働者をはじめ、労働者、勤労国民はその最大の犠牲者にはかならない。

第三五一号 昭和四十二年十二月六日受理

公務員賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都豊島区栗嶋五ノ一、〇三

六 三上晴夫外三十名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三五二号 昭和四十二年十二月六日受理

公務員賃金引上げ等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区岸谷三ノ二三ノ一八

鶴瀬荘内 高柳俊昭外七十名

紹介議員 中村 英男君

公務員の賃金等について、左記事項の実現を求めたい。

一、人事院勧告の実施時期を、勧告どおり五月とすること。

二、本俸引上げ額の上厚下薄を是正し、大幅に底上げすること。

三、地域格差の拡大を防止すること。住宅手当を新設すること。

四、年末手当の現行二・五箇月を、三箇月プラス

一万円に改定すること。

五、公共料金、諸物価の値上げを抑制すること。

六、私たち全運輸省労働組合員の職場の実態にかんがみ、すみやかに要員、予算を大幅にふやすこと。

理由

政府は、不十分きわまる人事院勧告すら値切つて、実施時期を三箇月おくらせ、八月から実施しようとしている。また、財政硬直化を口実に、公務員に低賃金をおしつけるばかりでなく、六万人の国家公務員の首切り、合理化をおしすすめようとしている。財政硬直化の真の原因は、二兆三千億円に及ぶ第三次防衛計画にみられる軍事費、東南アジア経済援助と称するベトナム戦争協力費、赤字公債の発行、独占物価値上げ等の政策にこそあるであつて、そのしわ寄せを公務員労働者に転嫁するのはまったく不当である。私たち労働者、国民の平和と生活を守るために、国会においてこのような政策をあらためさせ、私たちの要求を実現することを強く要請する。

交通安全の実を上げ、私たちの労働条件を改善するために、要員・予算の大幅増は緊急不可欠のものである。

昭和四十二年十二月二十五日印刷

昭和四十二年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局